

議案第 9 1 号

山陽小野田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

山陽小野田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 市内の鉄道駅周辺における自転車等の駐車秩序を確立することにより、街の美観を維持するとともに、自転車等利用者の駐車の特便を図るため、自転車等駐車場を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 1 号の 2 に規定する自転車（以下「自転車」という。）及び同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）をいう。
- (2) 駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (3) 放置 自転車等の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等を離れて、直ちにこれを移動することができない状況にあることをいう。

(名称及び位置)

第 3 条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(駐車できる車両)

第4条 駐車場に駐車できる車両は、自転車等とする。

(使用時間及び料金)

第5条 駐車場の使用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 駐車場の料金は、無料とする。

(駐車場内の自転車等の管理)

第6条 駐車場を使用する者(以下「駐車場使用者」という。)は、自らの責任において自転車等を管理しなければならない。

(遵守事項)

第7条 駐車場使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 標識又は看板の表示の指示に従うこと。
- (2) 駐車場内では徐行するものとし、追越しはしないこと。
- (3) 駐車場内では火気の取扱いその他危険な行為をしないこと。
- (4) 他の自転車等の駐車を妨げないこと。
- (5) 駐車場内に自転車等を長期間放置しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をしないこと。

(使用の拒否)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を拒否することができる。

- (1) 自転車等に発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場、駐車場の附属設備又は他の自転車等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 前条の遵守事項を守らないとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか駐車場の管理に支障があると認められるとき。

(駐車場内における長期間の駐車に対する措置)

第9条 市長は、駐車場内の整理のため、自転車等が長期間放置されていないか調査し、及び駐車場使用者に対し当該自転車等を長期間放置しないよう警

告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による警告を受けた駐車場使用者が規則で定める期間を経過した後もなお自転車等を駐車しているときは、撤去することができる。ただし、当該自転車等が、山陽小野田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第122号）第2条第4号に規定する放置自動車である場合を除く。

（放置してある自転車の撤去保管）

第10条 市長は、前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、これを保管しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、その旨を告示するとともに、返還するための必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、前項の措置を講じたにもかかわらず、利用者等を確認できない自転車等及び利用者等が引き取らない自転車等については、前項の規定による告示の日から起算して規則で定める期間を経過した後に、当該自転車等につき売却、廃棄等の処分をすることができる。
- 4 市長は、前項の処分をしたときは、その代金を保管する。
- 5 第2項の規定による告示の日から起算して6か月を経過してもなお保管した自転車等（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定により、当該自転車等の所有権は市に帰属する。

（損害賠償）

第11条 故意又は過失により駐車場又は駐車場の附属設備を損傷し、又は滅失させた者は、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（免責事項）

第12条 市は、市の責めに帰すべき場合を除き駐車場内の自転車等について、汚損、損傷、滅失、盗難等の損害が生じてもその責任を負わない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

名 称	位 置
小野田駅第1駐輪場(駅西側)	山陽小野田市大字東高泊1723番1
小野田駅第2駐輪場(郵便局前)	山陽小野田市日の出三丁目1739番4
小野田駅北駐輪場	山陽小野田市掃山一丁目1709番19
小野田港駅第1駐輪場(駅舎北側)	山陽小野田市北竜王町6289番6
小野田港駅第2駐輪場(駅舎南側)	山陽小野田市北竜王町6289番152
南中川駅駐輪場	山陽小野田市中川二丁目6645番1
南小野田駅駐輪場	山陽小野田市平成町6309番4
雀田駅駐輪場	山陽小野田市大字小野田3817番1
厚狭駅駐輪場	山陽小野田市大字厚狭3番16
埴生駅駐輪場	山陽小野田市大字埴生1613番8